

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住 所	業者番号
(1)	株式会社久米設計	東京都江東区潮見 2-1-22	5-000176
(2)	ランドブレイン株式会社	東京都千代田区平河町 1-2-10	5-000201

注) 業者番号「5-」は県外建設コンサルタントの有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間

(1) 令和 5 年 12 月 9 日 ～ 令和 6 年 9 月 8 日 (9 か月)

(2) 令和 5 年 12 月 9 日 ～ 令和 6 年 6 月 8 日 (6 か月)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設コンサルタント業務

4 事実概要

株式会社久米設計の執行役員である九州支社長及びランドブレイン株式会社の使用人は、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築工事設計業務の指名競争入札において、令和 5 年 11 月 16 日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第 2 第 9 号に該当する。

< 指名停止等措置要領別表第 2 >

措 置 要 件	期 間
(談合及び公契約関係競売入札妨害) 9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び公契約関係競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（7 号及び 8 号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上 12 か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町 978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)

令和 6 年 1 月 16 日付けで、ランドブレイン株式会社への指名停止措置は解除された。